

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 鈴木 聡 (TEL) 0277-78-2842



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公園内において発生した倒木による事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを、報告するものです。

【 概 要 】

1 倒木の事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和5年1月30日	203,698円 (203,698円)	10割	令和4年9月13日、東山公園内の市道において、相手方が自己の所有する乗用車を運転していたところ、東山公園内に生育する樹木が倒れ、当該乗用車に衝突し、当該乗用車のフロントバンパー等が損傷したことにより、相手方に損害が生じたもの。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い 全国市長会市民総合賠償保障保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年2月28日委員会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 維持管理係 32-6599 ダイヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線2400



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和5年2月16日	人的損害賠償額 1,836,735円 (1,836,735円)	10 割	令和4年5月30日、太田市矢場新町117番地13付近の県道において、職員が市営無料バスを運転していたところ、前方不注意により信号待ちで停車していた乗用車に追突し、当該乗用車が前方に押し出され、その前方に停車していた社用車に衝突し、乗用車及び社用車の所有者である相手方に損害を与え、並びに相手方が負傷したものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

なお、上記損害賠償表の事故については、今回、乗用車の人的損害に関してのみです。

3 損害賠償の支払い

(1) 損害賠償表における人身的損害について、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 一般自動車保険にて対応しました。

(2) 物的損害について、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 一般自動車保険にて対応しました。(専決処分日 令和4年7月11日)

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年2月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 公共バス運行管理係 55-4666 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

総務部長 栗原 直樹 内線2300

【 表 題 】

QRコード付き納付書の発行について

【 目 的 】

地方税統一QRコードが活用できる収納環境を整備したことから納税の利便性が高まり、電子納付の利用増などによって収納事務の電子化と効率化を図ることを目的としています。

【 概 要 】

1. 対象税目 市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の4税目
2. 開始時期 令和5年5月発送の当初課税納税通知書に同封する納付書から開始
3. 納付方法 (1) 地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」からの納付
具体的にはクレジットカードやインターネットバンキング、口座振替やペイジーによる納税が可能となります。
(2) スマートフォン決済アプリからの納付
4. 市民周知 広報おおた（4月1日号）及び太田市ホームページ
5. サンプル

例：再発行納付書

 太田市 令和 〇〇年度 市県民税（普徴）納付済通知書		印刷された納付書は、本通知書と同様です。 金融機関 ゆうちょ銀行 全国収納専用センター			
加入者名	群馬県太田市会計管理者	口座番号	00350-6-960025	合計金額	30,000円
収納機関番号	10205	納付番号	51222201700041420002	種別番号	208269
納付区分	101	納税年月	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	お問い合わせ番号	30000984406

170035096002500000030000210205010100022

7851222201700041420002208269000000000000202

納付額	30,000円	合計金額	30,000円
納付者名	両毛 太郎 様		
納付期限	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
 (91)929208-7155122220170004142000 240408-0-030000-7		0000123456 領収日付印欄	
太田市・CVS本部控		ATM読取不可	

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部 収納課 管理係 内線2378 47-1936 ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

市民課窓口業務機能拡充について

【 目 的 】

本庁舎の市民課窓口における混雑緩和及び市民サービスの向上を図るため、新たに、藪塚本町庁舎内に市民課窓口を設置し、マイナンバーカード業務及び市民課窓口業務の一部を拡充するものです。

【 概 要 】

証明書発行や届出受付の件数が最も多い藪塚本町地区にて、マイナンバーカードを取得するための申請サポート、住所変更及び更新手続きなどの業務を新たに担うものです。また、現在、市民課で一括処理している住所異動の入力処理を分散することで待ち時間の短縮を図るものです。

- 1 開設時期 令和5年4月1日(土)
※事務開始日については、令和5年4月3日(月)から
- 2 組 織 名 市民生活部 市民課 藪塚本町サービス係
- 3 開庁日時 平日 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 閉 庁 日 土・日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 市民生活部 市民課 窓口記録1係 内線2417
47-1937 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 富岡 和正 内線 2500



【 表 題 】

太田市保育士奨学金返済支援事業補助金交付規則の一部改正について

【 目 的 】

市内の保育所等の保育士不足を解消することを目的として開始した事業であり、令和5年3月31日までの時限措置としているが、慢性的な保育士不足は依然として続いているため保育士の定着と早期離職の防止を目的として、失効期限を3年間延長し令和8年3月31日とする。併せて、補助対象者の滞納要件及び補助金の交付回数の改正を行い、保育士への経済的支援の拡充を図るものです。

【 概 要 】

1 改正内容

- ・ 第3条関係（補助対象者）
補助対象者に本市の収入に係る滞納がないこととしているが、その収入のうち、小学校、中学校、義務教育学校の給食費について要件から外す。
- ・ 第8条関係（補助金の交付回数）
補助金の交付回数を連続する3年度において3回までから連続する5年度において5回までに改める。
- ・ 附則第2項（条例の失効）
令和5年3月31日を令和8年3月31日に延長する。

2 施行期日

令和5年4月1日

ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 入園児童係 内線3138 47-1943 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線 (TEL) 3400



【 表 題 】

妊婦歯科健康診査について

【 目 的 】

妊娠中は、つわり等の影響により口腔内の環境悪化が懸念されることから、口腔内の改善や歯周病等疾患の早期発見・早期治療及び予防を促し、妊婦や生まれてくる子どもの健康増進に寄与することを目的とするものです。

【 概 要 】

- 1 対象者
 - ・ 令和5年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦で、歯科健康診査を受診する時点で太田市に住民登録がある人
 - ・ 令和5年4月1日以降に他の市町村で妊娠届出を行い太田市に転入した妊婦で、歯科健康診査を受診する時点で太田市に住民登録がある人
- 2 実施方法
 - ・ 妊娠届出時に受診票を交付
 - ・ 市内の歯科医療機関にて実施（約40カ所）
- 3 実施回数 妊娠期間中に1回
- 4 自己負担金 無料
- 5 健診内容
 - (1) 問診
 - (2) 口腔内診査
 - (3) 妊婦歯科健診の結果に基づく指導
 - (4) ブラッシング指導
- 6 実施期日 令和5年4月1日
- 7 周知方法 妊娠届出時に対象者へ周知
市ホームページに掲載、市内医療機関へポスター掲示

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 母子保健係 外線 46-5115

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線 (TEL) 3400



【 表 題 】

太田市若年がん患者在宅療養支援事業について

【 目 的 】

若年末期がん患者の在宅療養に係る費用の一部を助成することにより、住み慣れた自宅等で患者が自分らしく過ごせるよう在宅療養生活の質の向上に資する支援を行い、患者及びその家族の負担軽減を図るものです。

【 概 要 】

1 対象者 次の要件のいずれにも該当する人

- ① サービス利用時において太田市に住民登録があること
- ② サービス利用時に年齢39歳以下(40歳に達する日の前日まで)であること
- ③ 在宅療養上の生活支援又は介護が必要であること
- ④ 他の公的支援を受けることができないこと
- ⑤ 末期がん患者(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した者)であること

2 対象サービス・利用上限額

対象サービス	0～19歳	20～39歳
訪問介護(身体介護・生活援助・通院等乗降介助) 訪問入浴介護	50,000円/月	80,000円/月
福祉用具貸与	小児慢性特定疾病日常生活用具給付を利用	50,000円
福祉用具購入		
介護支援専門員による事業所の紹介・調整等に係る費用	10,000円/月	

3 利用者負担

サービス利用料の1割(利用上限額を超えた場合は、超過全額を利用者負担とする)

4 実施期日 令和5年4月1日

5 周知方法 広報おおた・市ホームページに掲載、市内医療機関に案内を配布

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 成人保健係 外線46-5115

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線 (TEL) 3400



【 表 題 】

太田市介護施設等に対する物価高騰対策支援金の支給実績について

【 目 的 】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況に加え、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた介護施設その他の介護サービス事業者に、支援金を交付することにより負担軽減を図り、介護保険の安定的運営を図ることを目的として支給した支援金の実績について報告するものです。

【 概 要 】

- 1 交付対象 地域密着型サービス事業所等として市の指定を受けている事業所を運営する法人
- 2 申請数 82法人 123事業所
- 3 交付金額 15,060,000円
 - 内訳 在宅通所系（1施設20万円）
 - 30事業所 6,000,000円
 - 入所施設系（定員1人あたり1万5千円）
 - 39事業所（532人） 7,980,000円
 - 居宅介護支援事業所（1事業所2万円）
 - 54事業所 1,080,000円
- 4 財源 国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を充当見込み

※ 参考

- 周知方法 該当事業所へのメール送付及び市ホームページへの掲載
- 申請受付期間 令和5年1月10日(火)から1月31日(火)まで

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 介護サービス課 地域支援係 内線2545 47-1856ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田駅周辺土地区画整理事業地権者アンケートの結果について

【 目 的 】

本アンケートは、事業長期化が懸念される太田駅周辺土地区画整理事業の見直しを検討するにあたり、地権者の現状や今後の事業の進め方に対する意見を把握し、事業推進の基礎資料とするため実施しました。

【 概 要 】

- 1 対象者 太田駅周辺土地区画整理事業地権者（土地所有者、借地権者）474件
（共有名義については、共有代表者に送付）。
- 2 調査方法 郵送による
14項目について回答を依頼しました。
- 3 実施期間 令和4年7月7日（木）～8月31日（水）
- 4 回答数及び回答率 回答数：200件、回答率42.2%
- 5 調査結果 別紙のとおり
- 6 その他 本調査結果は、「太田駅周辺土地区画整理だより」で地権者に周知します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部市街地整備課管理指導係 内線2831 タイヤイン47-1841

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 檜原 明憲 内線 (TEL) 1301



【 表 題 】

小学校児童等の給食費無料化及び助成事業の拡充について

【 目 的 】

子育て世帯のさらなる経済的負担軽減を図るため、市立小学校児童及び市立幼稚園児の給食費を無料化するものです。また、併せて学校給食費助成事業について対象を拡充するものです。

【 概 要 】

1 小学校児童の給食費無料化

- (1) 実施内容 市立小学校児童の給食費年額48,400円を無料とするものです。
- (2) 実施時期 令和5年4月1日
- (3) 対象児童数 約11,600人

2 市立幼稚園児の給食費無料化

- (1) 実施内容 藪塚本町南幼稚園児の給食費月額4,000円を無料とするものです。
- (2) 実施時期 令和5年4月1日
- (3) 対象園児数 約30人

3 学校給食費助成事業の対象拡充

- (1) 拡充内容 私立小学校、市外小学校、県立特別支援学校小学部等の第1子児童まで対象を拡充するものです。
- (2) 実施時期 令和5年4月1日
- (3) 助成金額 年額45,000円
- (4) 対象児童数 約250人

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 学校施設管理課 学校給食係 20-7086 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400



【 表 題 】

傷病手当金支給の適用期間の延長について

【 目 的 】

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金支給の適用期間を延長するものです。

【 概 要 】

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等への傷病手当金の支給に対する国の財政支援の対象期間が令和5年5月7日までとされたことから、傷病手当金支給の適用期間を令和5年5月7日まで延長します。

支給を始める日が次の期間に属する場合

	傷病手当金支給の適用期間	
当初	令和2年 1月 1日から	令和2年 9月30日まで
現行		令和5年 3月31日まで
改正後		令和5年 5月 7日まで

(太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する規則で定める日を定める規則)

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 給付係 内線2562 47-1825ダイヤル